

# 災害時要援護者関連施設管理者のための 警戒避難体制づくりの手引き

▶土砂災害から身を守るために



平成23年3月

山形県



## はじめに

### なぜ土砂災害に対する警戒避難体制づくりが必要なのか

施設利用者等の生命及び身体の安全を確保するため、事前に施設職員の役割、避難方法や必要な措置を講ずることは、施設管理者等に課せられた責務です。

この責務を果たすためには、施設管理者の的確な指揮のもと、施設職員が、あらかじめ定められたルールに従い個々の任務を遂行することが重要です。そのためには、想定される地震、火事及び風水害それぞれの特性を理解したうえで施設ごとの防災計画（行動マニュアル）を整備する必要があります。

そして、施設職員一人ひとりが地域社会における「自助」、「共助」、「公助」の役割分担を理解し、確実な避難行動を実践することが、施設から犠牲者を出さないことに繋がります。そのためにも、地域の自主防災組織、消防や警察と一体となった警戒避難体制づくりが重要となります。

一方、地球温暖化等の影響により、近年全国各地で台風、集中豪雨によりがけ崩れなどの土砂災害が多発しており、災害時要援護者関連施設が被災するなど尊い命が多く失われています。

土砂災害から施設利用者の生命と身体を保護するためには、災害発生前の早めの避難が重要です。そのため、普段から気象情報の入手方法を確認し避難基準を定めておくなど、地震や火事等と異なった特殊な警戒避難体制づくりが必要となります。

この手引きでは、各施設で検討すべき事項をわかりやすくするために、避難行動を段階ごとに項目立てにしています。各施設での警戒避難体制づくりの参考となりますことを期待いたします。

山形県災害時要援護者関連施設に係る  
土砂災害対策のための調整会議

○表紙の絵画 奥山 晃希 さん（川西町立吉島小学校3年）

平成22年度 土砂災害防止に関する絵画・作文の募集における入賞作品  
・地方審査 最優秀賞受賞 ・中央審査 国土交通事務次官賞受賞

<b>第1章 事前にすべきこと</b>	<b>3</b>
1-1 施設の体制づくり	3
1-2 避難行動に備えて事前に決めておくべき事項	4
1-3 ハザードマップ（防災マップ）の準備	7
1-4 施設建造物の対策	8
<b>第2章 日常的にすべきこと</b>	<b>9</b>
2-1 情報収集・情報共有体制の強化	9
2-2 施設周辺や避難経路の点検	9
2-3 土砂災害学習会及び防災訓練の実施	10
2-4 地域住民との連携強化	10
<b>第3章 災害が起きそうな時にすべきこと</b>	<b>11</b>
3-1 大型台風の到来が予想される時の対応	11
3-2 実際に大雨が降っている時の対応	11
<b>第4章 実際に避難する時にすべきこと</b>	<b>13</b>
4-1 施設利用者の避難誘導	13
4-2 避難完了の確認	13
<b>第5章 避難する前に施設が被災してしまった時にすべきこと</b>	<b>14</b>
5-1 負傷者の応急処置・搬送	14
5-2 施設利用者の避難誘導	14
5-3 家族等・他施設への引渡し	14
<b>第6章 施設の周辺で災害が発生した時にすべきこと</b>	<b>15</b>

## 第1章 事前にすべきこと

### 1-1 施設の体制づくり

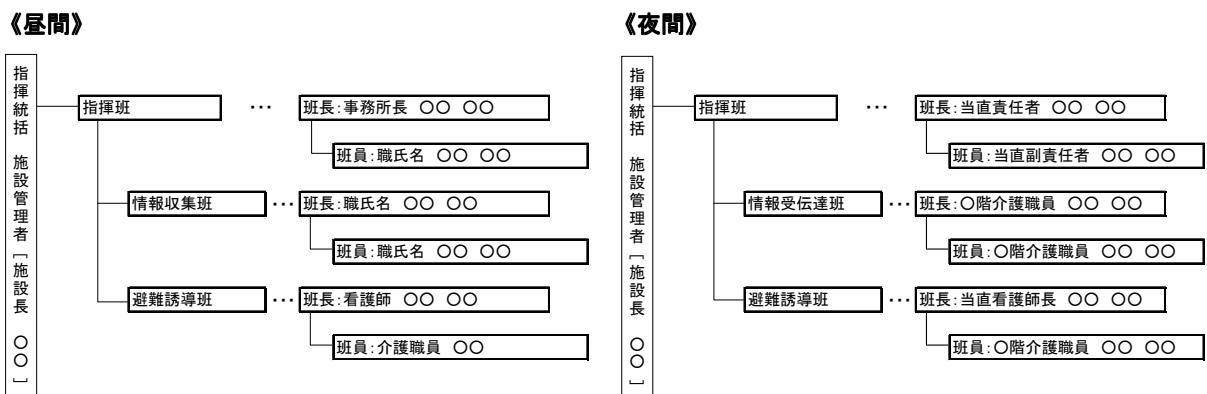
#### (1) 緊急時の職員配置と参集体制の規定

土砂災害のおそれがある時の職員の役割分担や、勤務時間内外の職員の参集体制等を定めておく必要があります。

的確な情報の収集・伝達、そして迅速な避難行動ができるように、誰が何をするのか、を明確にしておきましょう。

#### ○職員の役割分担の例

- \* 指揮班・・・施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
- \* 避難誘導班・・・避難準備情報、土砂災害警戒情報及び避難勧告などが発令された場合やがけ崩れの前兆現象などを発見した場合に、利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- \* 情報収集班・・・テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れの前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班及び情報受伝達班に必要事項を報告する。



#### (2) 職員間や施設の内外との連絡体制の整備

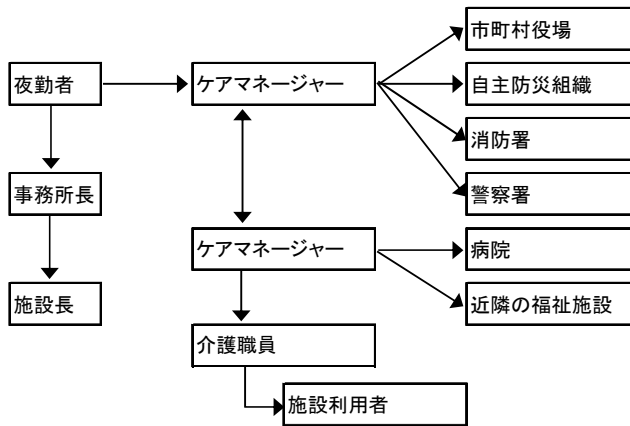
災害発生のおそれがある場合や災害発生時には、情報が重要となります。そのため、あらかじめ職員間や施設内外の情報の伝達手段、伝達ルートのほか、避難する際に協力を要請する町内会や、病人・怪我人が出た際に受け入れてもらう病院や診療所等の連絡先（昼間・夜間）等を記入した連絡体制表を作成することが重要です。

作成したものは職員一人ひとりに配布するとともに、施設内の職員がいつでも確認できる場所に掲示しておくことが大切です。

#### ○職員連絡表の例

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	通勤時間
施設長	〇〇 〇〇	〇〇市△△	〇〇-〇〇...	△△△-〇〇...	車 〇〇分
事務所長					
ケアマネージャー					
看護職員					
介護職員					
介護職員					

○職員連絡網の例



●緊急時の連絡手段を確保しよう！

災害時は緊急回線確保のため、一般の通信が制限されます。被災地では施設の固定電話や携帯電話が繋がりにくくなります。そのような場合であっても、グレーや緑の公衆電話は通信規制の対象外であるため、繋がりがやすくなっています。ただし、停電時はテレホンカードが使えないため、あらかじめ10円、100円硬貨を用意しておきましょう。

<家族などに安否を伝えたいとき>

- ・災害伝言ダイヤル「171」（音声）
- ・各携帯電話会社の災害用伝言板（文字）

※上記のサービスは災害時のみ提供されます。平常時はこれらのサービスを利用することができませんのでご注意ください。

○緊急連絡先の例

		機 関 名	電話番号	F A X 番号	備考
防災行政機関		〇〇市役所・町村役場(福祉担当)課			
		〇〇市役所・町村役場(福祉担当)課			
		〇〇消防署・消防分署			
		〇〇警察署・交番・駐在所			
協力機関		〇〇地区 地区長			
		〇〇防災会 防災会長			
		〇〇病院			
		〇〇協力施設			
		〇〇施設			
ライフライン	電気	東北電力〇〇営業所			
	ガス	〇〇会社			
	水道	〇〇市・町村			
	通信	N T T 東日本〇〇営業所			

1-2 避難行動に備えて事前に決めておくべき事項

(1) 避難基準

土砂災害は災害発生前に避難する必要がある、施設管理者の避難を開始する判断の遅れが重大な被害を招くことがあります。

施設管理者が的確に避難開始の判断を行うためには、あらかじめ気象状況や行政からの避難情報等を参考にして、具体的な避難基準を定めておくことが最も重要です。

☆避難基準の例

- 1 土砂災害警戒情報（山形県と山形地方気象台との共同発表）が発表された場合
- 2 山形県河川砂防情報システム（山形県のホームページ）による土砂災害警戒情報で土砂災害発生の危険が非常に高い地域すると予想された場合
- 3 大雨・洪水警報が発表された場合
- 4 大雨・洪水警報発表時に近隣で災害が起こった場合
- 5 市町村からの避難準備情報が発令された場合

○気象台などが発表する気象情報

気象現象に伴う災害が予想される場合には、市町村ごとに、山形地方気象台が大雨などの注意報や警報を発表します。

また、大雨などが予想される場合には、気象の実況や今後の予想について解説するとともに、災害への注意・警戒を喚起するために以下の気象情報を発表します。

種 類	予 想 さ れ る 状 況
山形県気象情報	(予告的情報) 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されますが、注意報・警報等を未だ行うに至らない場合などに警報や注意報に先立ち、24時間前から2～3日先まで予想される現象について注意を喚起する場合に発表されます。  (補完的情報) 顕著な現象が切迫している場合もしくは発現して注意報・警報を行っている場合などに、注意報・警報を補完するために防災上の警戒事項等を解説する場合に発表されます。
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている状況において、数年に一度程度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測もしくは解析した場合に発表されます。 山形県の発表基準：1時間雨量が100mm以上
土砂災害警戒情報	大雨警報が発表されている状況において、土砂災害の危険性が高まった場合に、土砂災害に警戒を要する市町村名を特定し、山形県と山形地方気象台の共同で発表されます。

○行政から発令される避難情報

種 類	予 想 さ れ る 状 況
避難準備情報	土砂災害警戒情報等が発表され、災害の発生するおそれがある場合に参考として発表されます。 発表された場合、職員の皆さんは避難に向けての準備を開始しましょう。
避難勧告	災害が発生するおそれがある場合に発令されます。 発令された場合、職員の皆さんも避難所へ避難しましょう。
避難指示	避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要な場合に発令されます。 大至急、避難所へ避難してください。
警戒区域	市町村長により住民の保護を目的に、危険な地域を「警戒区域」として設定する場合があります。
退去命令	「警戒区域」を設定した場合、この区域への立ち入りを制限、禁止またはその区域からの「退去命令」が出される場合もあります

(2) 避難場所

緊急時にどこへ避難するかを事前に決めておくことが重要です。土砂災害から身を守るためには、できる限り早い段階で「かけなどの危険な場所から離れた安全な場所」に避難することが原則です。一次避難場所として、施設内の比較的安全な場所を定めるとともに、施設外の学校や公民館などの二次避難場所を確認しておきましょう。また、施設利用者の要介護度や病状等に考慮して避難場所（病院や他の施設など）を検討することも大切です。



### (3) 避難経路

施設外に避難する際に危険な場所（がけの下や浸水のおそれのある場所等）を通らないように、避難場所までの避難経路を事前に決めておくことが重要です。

### (4) 避難方法

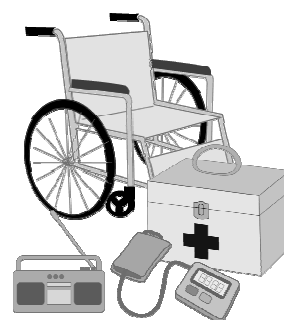
施設利用者の状態と避難場所に応じて、対応可能な避難方法を決めておく必要があります。特に、自力で避難することが困難な施設利用者を避難所に搬送するための搬送手段として、搬送用車両の準備をしておくことが重要です。施設で保有する車両だけでは不十分な場合は、地域の自主防災組織やバス・タクシーを保有する事業者と緊急時の搬送協定や覚書を締結しておくことと安心です。さらに、施設利用者が避難場所へ移動するために要する時間を避難手段毎に事前に計測しておくことで、避難開始のタイミングを判断する材料となります。

また、自力で避難が可能な人と避難補助が必要な人を事前にグループ分けし、非常時にそれが一目で分かるように腕章やビブス等を準備しておくとい良いでしょう。

### (5) 避難するための資機材、非常用持ち出し品の準備

歩行が困難な施設利用者が避難するために必要な、車いすや担架等の資機材や、非常持ち出し品を事前に準備しておくことが重要です。

特に、一般の避難場所で準備することが困難な大人用の紙おむつ、やわらかい食料、常備薬は必需品となります。



### (6) 施設利用者リスト・引継ぎカード等の準備

緊急避難の際、速やかな避難支援を受けられるように、施設の入所者・利用者の基本情報をまとめたリストを作成しておくことが重要です。作成したリストは個人情報に配慮した上で、被災しにくい保管場所を選定し、電子データや紙等で日常的に管理するようにしましょう。作成したリストは、緊急避難等で必要となった場合に警察や消防、施設を所管する県や市町村の担当部局等に提供するほか、本人や家族の承諾を得て事前に情報共有しておくことも検討しましょう。

また、施設の被災状況により、施設利用者を他の施設や家族等へ引き継ぐことになった時のために、施設利用者一人ひとりに関する引継ぎカード等を事前に作成し、すぐに提供して情報を共有できるようにしておきましょう。

#### ○施設利用者リストの例

氏名	生年月日	血液型	要介護度	認知症 自立度	連絡先 (続柄)	電話番号 携帯・自宅	担当職員	備考



○引継ぎカードの例

◆利用者情報

ふりがな 氏名		性別	男・女
		生年月日	明・大・昭 年 月 日 ( 歳 )
住所			
既往歴			
現病歴			
血液型			
栄養・運動			
生活機能 留意事項			

◆家族者情報

ふりがな 氏名		続柄	夫・妻・子(義理) 孫・縁故者
住所			
電話番号	自宅	携帯	
勤務先	住所	電話	
該当項目に○	1 ひとり暮らし 2 家族全員が要介護、病気療養中又は障害有、介護困難 3 家族全員が要支援状態又は75歳以上、介護困難 4 同一世帯に要介護状態、病気療養中又は障害有、介護困難 5 上記以外で介護が困難		
詳細情報が あれば記入			
災害時身元引受け人		続柄	夫・妻・子(義理)・孫・縁故者
住所			
電話番号	自宅	携帯	
勤務先	住所	電話	

(注意) 引継ぎカードは施設管理用と引継ぎ先用として、2部用意する必要があります。情報は定期的に更新し、最新の状態にしておきましょう。

1-3 ハザードマップ(防災マップ)の準備

前項で定めた緊急連絡体制や、避難場所、避難経路等の情報を地図と一緒にわかりやすくまとめたものをハザードマップと言います。

現在、市町村では洪水や土砂災害等のハザードマップの作成を進めており、県でも施設のための防災マップを作成し、提供しています。

ハザードマップは地区の自主防災組織、市町村、近隣住民と情報共有し、施設内の見えやすい場所に掲示して誰でも見るようにしておきましょう。

○ハザードマップ(防災マップ)の例

**○○地区災害時要援護者関連施設 土砂災害警戒避難体制**

**大雨時の対応**

**ステップ1 避難準備【気象情報の入手】**

- 1) 山形市総務部防災安全課からの連絡
- 2) テレビ、ラジオ
- 3) 防災情報メールからの情報の入手
- 4) インターネット
  - ①気象庁(レーダ雨量、今後の降雨予測を確認)  
<http://www.jma-net.go.jp/yamagata/>
  - ②山形県の土砂災害警戒情報  
(近隣の山形監視雨量局の降雨状況を確認)  
<http://www.kasem.pref.yamagata.jp/sabou/>

**【大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報に注意！】**

**ステップ2 避難開始の判断**

判断基準

- 1) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、山形監視雨量局で大雨が観測されている。
- 2) 近くで土砂災害が起きた。
- 3) 土砂災害の前兆現象が見られた。(山鳴り、沢水の急激な湧きなど)

※判断に迷ったら、○○市、県、気象庁に確認。

**ステップ3 「避難開始」の館内アナウンス**

△△△ホームへ1次避難受入れの要請  
**○○-○○○**

**大雨のため、土砂災害発生の危険があります。速やかに○○○荘ロビー まで1次避難してください。**

**ステップ4 「避難完了」の確認、報告**

- 1) 人員点呼、避難本部(事務室)への報告
- 2) 施設入居者の家族へ連絡
- 3) ○○市(総務部防災安全課)への報告  
**□□-○○○(内線○○○)**

**ステップ5 収容避難所への避難**

- 1) 山形市より避難勧告及び収容型避難所開設の連絡  
**【○○○小学校 ○○-○○○】**
- 2) 施設入居者の家族へ連絡
- 3) 避難開始

さらなる大雨が予想される場合

## 1-4 施設建造物の対策

土砂災害に備えて、事前に施設自体の点検・対策をすることが重要です。

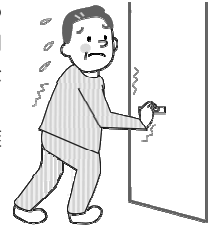
- ・ 停電した時のため、自家発電装置（発電機）の導入を検討する
- ・ 斜面に面する壁が薄い箇所を補強する
- ・ 電気系統の機器類や非常食、防災道具の保管場所が浸水しやすい場所になっていないか確認する（不十分であれば防水対策、場所の変更）
- ・ 近隣住民に助けをを求めることができるように、施設屋外に避難用サイン（非常用サイレン、回転灯等）を設置する

### ●大雨時は地下が危険です！

地下室や地下倉庫など、地面より低い場所は浸水のおそれがあるため非常に危険です。

- ・ アンダーパスなどの道路や地下駐車場が冠水すると車での脱出は困難になります。水圧で車のドアが開かなくなり、閉じこめられる可能性があります。

- ・ 地下室が浸水すると、水圧で「開き戸」のドアは開かなくなります。閉じこめられる前に急いで避難しましょう。



## Ⅱ 土砂災害コラム

### 土砂災害と水害の違い

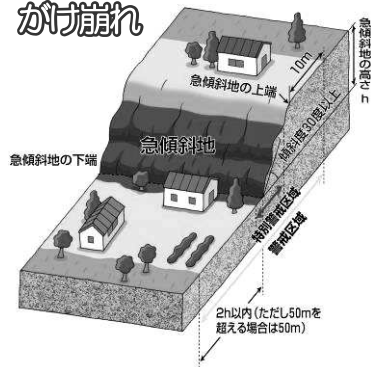
土砂災害	がけ崩れ・土石流・地すべり	水害	外水氾濫・内水氾濫
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局所的に被害が発生する</li> <li>・ 降雨を起因として、突発的に被害が発生する</li> <li>・ 土砂と石礫が高速で移動するため、家屋の倒壊等により人的被害が発生しやすい</li> </ul>	<b>災害の特徴</b>  <b>避難行動に関する特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較的広域に渡って被害が拡大する</li> <li>・ 河川の水位上昇に伴い、徐々に浸水域・浸水深が増加する</li> <li>・ 破堤による外水氾濫の場合は家屋の破壊を生じるが、内水氾濫の場合は家屋の浸水が大半である</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視による確認が比較的困難であるため、危険性を認識しにくい</li> <li>・ 降雨や地形、地質等の複数の要因が影響するため、精度の高い予測が困難</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川の水位等から危険性を判断しやすい</li> <li>・ 水位を目視で確認できるため、危険性を認識しやすい</li> </ul>	

### 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

平成 13 年に「土砂災害防止法」が制定されました。この法律は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進するものです。

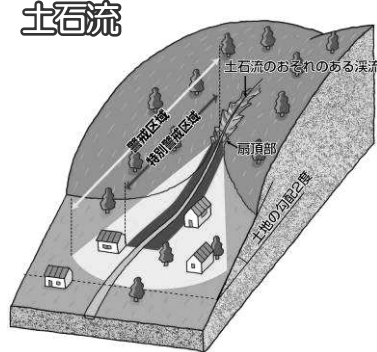
この法律により、都道府県は土砂災害のおそれのある区域を『土砂災害警戒区域』、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域を『土砂災害特別警戒区域』として指定します。これらの区域は、「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」、「土石流」、「地すべり」の3つの災害に分けられます。

#### がけ崩れ



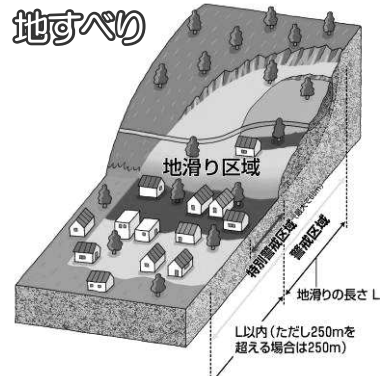
がけ崩れは、長雨や集中豪雨などにより雨水が地中にしみ込み、斜面が急に崩れ落ちる現象です。崩れ落ちるスピードはとても速く、破壊力も大きいという特徴があります。

#### 土石流



土石流は、谷や山の斜面から崩れた土や岩石などが、長雨や大雨による水と一体になって一気に下流へ流れる現象です。被害が広範囲に及ぶことが多いという特徴があります。

#### 地すべり



地すべりは、雨水が緩やかな斜面の滑りやすい地層にしみ込み、地面が滑りだす現象です。広範囲にわたって起こるという特徴があります。

## 第2章 日常的にすべきこと

### 2-1 情報収集・情報共有体制の強化

山形県では、気象予警報、土砂災害警戒情報、河川の水位等の情報をリアルタイムでメール配信するサービスを無料で行っています。施設の職員全員がこのメールを受信できるように、事前にメール配信の登録をしておきましょう。

### 2-2 施設周辺や避難経路の点検

土砂災害に備えて、定期的に施設周辺の排水状況や避難経路の状態を点検することが重要です。

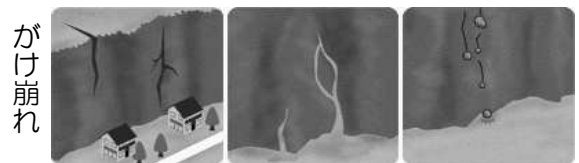
- ・ 浸水被害を防ぐため、施設周辺の側溝がゴミや枯れ葉で塞がっていないか排水状況を点検し、清掃する
- ・ 避難路を塞ぐ可能性がある樹木や支障物等が無いか点検し、樹木は適宜剪定する
- ・ 施設周辺のがけ等に土砂災害の兆候がないか点検し、前兆現象※が見られた場合はすぐに市町村、県の各総合支庁河川砂防課に報告する

※ 前兆現象とは



土石流

- ・ 山鳴りがする
- ・ 川が濁り、流木が流れる
- ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる



がけ崩れ

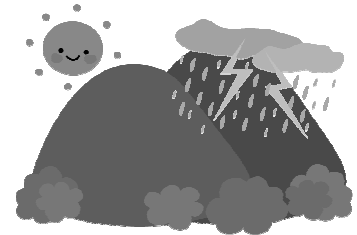
- ・ がけに亀裂が入る
- ・ がけから水が湧き出てくる
- ・ がけから小石が落ちてくる

### ●ゲリラ豪雨が増えています！

近年発生している集中豪雨は『ゲリラ豪雨』とも呼ばれ、局所的に猛烈な雨となることが多く、予測が困難です。

そのため、気象に関する情報等を積極的に入手し、迅速に体制を整えることが重要です。

特に土砂災害は一瞬で起こってしまいますので、早めに避難しましょう。



## Ⅱ 土砂災害コラム

### 防災メールを配信登録しよう！

山形県では、気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、河川の水位情報などをリアルタイムで配信するサービスを無料で行っています。

<http://www.kasen.pref.yamagata.jp/mail/>  
(PC・ケータイ両方から登録できます)



登録サイトのQRコード

登録はかんたんにできます♪



#### 土砂災害警戒情報 (共同発表) の例

▼時刻  
2010/09/21 03:50 (第1号)

▼発表市町村  
酒田市南部 警戒 \*  
酒田市北部 警戒 \*  
遊佐町 警戒 \*

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

▼警戒文  
<概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。くるとるべき措置> 崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

詳細は次のリンク先をご覧ください。  
<http://www.kasen.pref.yamagata.jp/mobile/servlet/bousaiweb.dosya.servletBousaiDosyaAtm?>

#### 河川の水位情報の例

水位の上昇している河川があります。

▼観測時刻  
2010/09/23 17:50

▼観測状況  
●最上川中流  
大石田 水位観測所  
大石田町四日町  
水防団待機水位を超えています。  
観測水位：12.50m

はん濫危険 16.90m  
避難判断 16.40m  
はん濫注意 13.80m  
水防団待機 12.50m

\*\*\*\*\*  
河川の急な増水に注意してください。

\*\*\*\*\*  
詳細は次のリンク先をご覧ください。  
<http://www.kasen.pref.yamagata.jp/mobile/servlet/mobile.ServletBousaiMobileOnline?sv=2&dk=2&wa=0>

配信される情報の例

## 2-3 土砂災害学習会及び防災訓練の実施

土砂災害の基礎知識、平常時の防災、緊急避難時の役割・行動等について日頃から学習し、知識を身につけておくことが重要です。県では土砂災害や防災に関する出前講座を行っていますので積極的に活用しましょう。

また、定期的に土砂災害を想定した防災訓練を実施し、情報伝達体制や避難誘導の確認をすることが重要です。施設単独の防災訓練だけでなく、地域で開催される防災訓練へも積極的に参加し、地域と一体となった警戒避難体制を確立させましょう。

## 2-4 地域住民との連携強化

施設利用者が安全に避難するためには、周辺の地域住民の協力や理解が不可欠です。そのためには、職員一人ひとりが積極的に地域との交流に努めることが重要です。

日頃から地域とのコミュニケーションを深め、自主防災組織や町内会との間で災害時の避難支援について取り決めておくようにしましょう。

### II 土砂災害コラム .....

#### 土砂災害に対する避難訓練をしよう！



施設での避難訓練の実施状況

施設で定めた警戒避難体制を確認し、実用性のあるものにするためには、大雨による土砂災害を想定した避難訓練を行う必要があります。

訓練により、避難が完了するまでにどのくらいの時間がかかるか、避難する際に何が必要か、を把握することができます。

さらに、地区住民と合同で避難訓練を行うと、施設入居者の避難を支援してくれる地区住民の方々に、具体的にどのような支援をしてもらうか、を互いに確認し合うことができます。

避難訓練は定期的に行い、日頃から土砂災害に対する意識をもち、いざというときに迅速な行動ができるようにしましょう。

地域コミュニティを大切に、いざというときはみんなで助け合いましょう！



地区住民と合同で実施した避難訓練の状況



### 第3章 災害が起きそうな時にすべきこと

#### 3-1 大型台風の到来が予想される時の対応

災害が発生してから避難するのでは手遅れとなってしまう可能性があります。大型台風の到来により数日間にわたり暴風雨が続くことが予想される場合は事前に警戒体制をとりましょう。

##### (1) 気象情報や災害情報等の収集と警戒避難体制の準備

施設職員は、テレビ、ラジオ、インターネットを活用し、積極的に情報収集することが重要です。第1章で事前に定めた参集体制に従い、自発的に警戒体制に入るようにしましょう。施設管理者は、必要に応じて職員の体制を増員するなどの対応を検討してください。

##### (2) 物資の確認

必要な医薬品、衛生材料、生活用品、救護運搬用具（担架、車いす）、備蓄している食料等を確認し、補充が必要なものは緊急に確保しましょう。

#### 3-2 実際に大雨が降っている時の対応

##### (1) 施設の警戒避難体制をとる

第1章で定めた緊急時の警戒体制（職員配置）をとりましょう。施設管理者は、必要に応じて職員の体制を増員するなどの対応を検討してください。また、本手引き第1章で事前に定めた避難基準に従い、避難開始のタイミングを適切に判断しましょう。

##### (2) 状況に応じた避難場所の選定

###### ①一次避難場所への避難、施設内の安全な場所での待機

浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の範囲外で、安全な空間が確保できると判断される場合には、施設の利用者を施設内の安全な場所で待機させましょう。

###### ②二次避難場所への段階的な移動

施設内の一次避難場所への収容が困難な場合は、市町村、自主防災組織等との連携のもと、要介護度に応じて段階的に二次避難場所へ避難させましょう。

#### ●こんな道具が役に立った！

道路が冠水してからは、車いすでの避難が困難となる場合があります。新潟中越地震では、両手が自由になる「おんぶ紐」が非常に役に立ったということです。

##### <緊急時の持ち出し用品>

- 常備薬（利用者ごとに）
- ケガの応急対応セット
- やわらかい食料
- おとな用紙おむつ
- おんぶ紐
- ロープ（避難時に使用）
- 杖
- カップなどの雨具
- 懐中電灯
- ラジオ
- 飲料水



#### ●雨の強さと降り方

1時間あたりの降雨量	テレビなどの表現	周囲の状況など
10mm以上 ~ 20mm未満	やや強い雨	地面からの跳ね返りで足元が濡れる。地面一面に水たまりができる。
20mm以上 ~ 30mm未満	強い雨	側溝や水路、小さな川があふれ、道路冠水のおそれがある。小規模ながけ崩れのおそれがある。
30mm以上 ~ 50mm未満	激しい雨	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。
50mm以上 ~ 80mm未満	非常に激しい雨	土石流が起りやすい。マンホールから水が噴出する。
80mm以上 ~	猛烈な雨	雨による大規模な水害や土砂災害が発生する可能性が高い。

### (3) 避難手段と避難経路の選択

#### ①避難手段の確認

土砂崩れで道路が塞がれた場合や河川の氾濫で道路が冠水した場合などは、車での避難は困難となるため、ハザードマップを確認し、災害が発生する前に避難を開始することが重要です。しかし、万が一施設外に逃げ遅れてしまった場合は、安易に外へ出ずに施設の2階以上で山の斜面から離れた場所に避難し、消防や警察、自主防災組織の助けを待ちましょう。

#### ②避難経路の安全確認

市町村からの情報や、テレビ、ラジオ等からの報道から、がけ崩れで通行できない場所や冠水した道路等の場所を把握し、最適な避難経路を選択することが重要です。

### (4) 家族等や他施設への引継ぎの検討

施設の立地状況、施設利用者の状態等から、施設利用者の家族や受け入れ可能な他施設への引継ぎの必要性を検討する必要があります。

引取り時の混雑から、人違いで引き渡すことがないように、事前に作成した引継ぎカード等をもとに引取りに現れた家族等に直接引き渡すことが重要です。その際、引取り者の氏名、住所、連絡先、引継ぎ日時等の記録をカードに必ず記載して残しておくことが重要です。

## II 土砂災害コラム

### 土砂災害警戒情報ってどんな情報なの？

大雨により土砂災害発生の危険度が高まった時、山形県と気象台が共同して主に市町村単位で発表する情報です。実際に土砂災害警戒情報が発表されているかどうかを知りたいときは、気象庁のホームページまたは地上デジタル放送のデータ放送で確認することができます。さらに詳しい情報を知りたい時は、山形県の補足情報サイトにアクセスして確認しましょう。

#### ● PCサイト『暮らしを守る砂防』

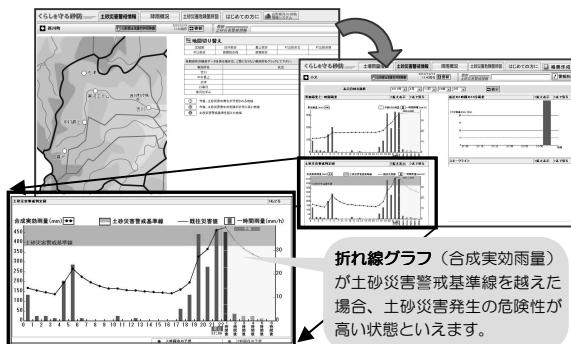
<http://www.kasen.pref.yamagata.jp/sabou/>

①調べたい市町村をクリックする。



黄：土砂災害の発生が予想される  
 オレンジ：土砂災害発生の危険が非常に高い  
 赤：土砂災害警戒基準を超えている

②調べたい場所の周辺にある雨量局名をクリックする。



#### ● モバイルサイト『暮らしを守る砂防』

<http://www.kasen.pref.yamagata.jp/mobile/>

- トップページ
- 「1.土砂災害警戒情報」を選択
- 調べたい地域を選択
- 調べたい市町村を選択
- 調べたい雨量局を選択



モバイルサイトのQRコード

真室川町  
 観測局：小又  
 観測時刻：2010/09/13 22:00

【土砂災害が発生する危険が高くなりました。】

▼観測値(実効雨量):  
 実況/予測1h/予測2h  
 462 / 28 / 24  
 【基準値：381】  
 1.5時間半減期実効  
 0/0/0  
 72時間半減期実効  
 462 / 28 / 24

▼観測値(時間雨量)  
 実況/予測1h/予測2h  
 [mm]  
 39 / 37 / 3

戻る  
 トップへ

危険度判定指数が、『**実況**』で基準値を越えている場合は、土砂災害が**いつ発生してもおかしくない状況**をあらわしています。

危険度判定指数が、『**予測雨量**』で基準値を越えると予想される場合は、**1~2時間前後の間に土砂災害が発生する恐れがある状況**をあらわしています。

実況の時間雨量と予想される時間雨量 ※予測雨量は10分単位で変化することがあります。

## 第4章 実際に避難する時にすべきこと

### 4-1 施設利用者の避難誘導

#### (1) 避難開始する場合の対応

施設管理者は速やかに避難開始の情報を施設利用者に伝え、職員に対して施設利用者を安全に避難場所まで誘導する手順を示します。また、避難支援が必要な場合は、消防や警察、自主防災組織に支援を要請しましょう。

#### (2) 避難場所と避難経路の最終選択

あらかじめ選択した避難場所や避難経路の状況、周辺地域の被災状況、救助活動の状況など、周辺の様子を出来る限り正確に把握し、避難経路の安全が確保されている間に、迅速に避難を開始することが重要です。

### 4-2 避難完了の確認

逃げ遅れた人がいないか、避難誘導の前後には必ず人数の確認を行い、施設管理者に報告することが重要です。

また、公民館や体育館等には多くの住民が集まることから、施設の避難者であることが分かるようにビブス等を着用させましょう。避難先で施設利用者が体調を崩した場合には、早急に医療機関へ協力を要請しましょう。

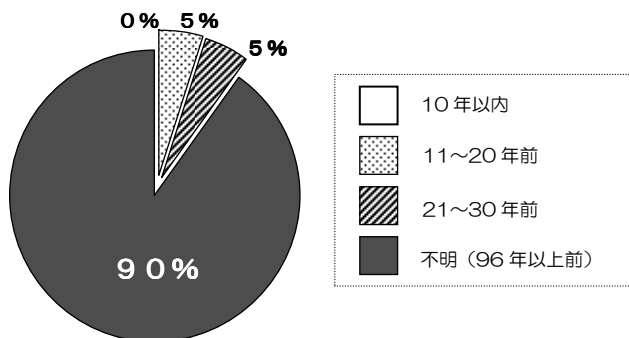


#### \* 避難不要と判断した場合の対応

- 施設自体が安全であっても、山間部の集落などは道路状況によって孤立した状態になることも考えられます。限られた人員、利用可能な設備や機材、備蓄している食料を最大限に利用し、職員全員が協力して施設利用者の安全確保に努めるようにしましょう。
- 電気、水道等のライフラインやその他の施設設備に故障や不具合がないか点検しましょう。
- ガラスの破損、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施しましょう。

## II 土砂災害コラム .....

### 土砂災害は忘れた頃にやってくる！



土砂災害で人的被害のあった箇所における過去の被災状況

人的被害が発生した箇所の9割は、過去100年程度土砂災害を経験していません。「今まで起きなかったから大丈夫」、という過信は非常に危険です。

また、がけ崩れ周期はおおよそ100~1000年とされています。大雨のときには、土砂災害がいつ起こってもおかしくない、という心構えをもって早めに避難行動をとりましょう。

出典：国土交通省砂防部調べ（H16~18のデータより）

## 第5章 避難する前に施設が被災してしまった時にすべきこと

### 5-1 負傷者の応急処置・搬送

施設利用者で負傷者が出てしまった場合は、早急に消防、警察に通報しましょう。負傷者を安全な場所に移動し、施設で出来る限りの応急処置を行う必要があります。また、施設が保有する車両で搬送が可能な場合は、緊急時に受け入れ可能な病院に連絡し、早急に搬送しましょう。

土砂が埋まり救助が困難な場合はむやみに近づかずに、消防、警察からの助けを待ちましょう。



### 5-2 施設利用者の避難誘導

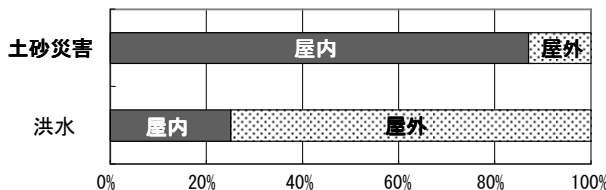
施設が被災してしまった場合は、二次災害を防止するため、被災した場所に近づかないようにしなければなりません。消防、警察に通報するとともに、施設管理者は施設の外への避難が可能かどうかを判断し、迅速に避難誘導を行うことが重要です。

### 5-3 家族等・他施設への引渡し

施設利用者の家族等に当面は施設を利用できない状況であることを説明し、施設利用者を家族等へ引継ぐ必要があります。家族等が引き受けられない場合は、近隣の他の福祉施設へ受け入れを依頼しなければなりません。この時、施設利用者に関する引継ぎカードを必ず渡すようにしましょう。あらかじめ、緊急時に施設利用者の受け入れが可能な施設と協定等を結んでおくことをおすすめします。

## Ⅱ 土砂災害コラム

### 土砂災害はどこで発生するの？



災害により人的被害が発生した場所の割合

左のグラフを見ると、土砂災害で被害を受けた人のほとんどは、屋内（つまり自宅）で被害を受けていることがわかります。

また、木造家屋1階での被災が多い、と言われています。大雨の際には、2階より上で崖と反対側の部屋に避難するようにしましょう。

出典：牛山泰行（2008）2004～2007年の豪雨災害による人的被害の分析、河川技術論文集より作成

### 「自分だけは大丈夫」という思いこみは大変危険です！ ～正常性バイアスの話～

「正常性バイアス」とは、災害心理学などで使われる心理学用語で、「正常化の偏見」とも言われています。多少の異常事態が起こっても、それを正常の範囲内としてとらえ、心を平静に保とうとする働きのことを意味しています。つまり、自分にとって都合の悪い情報を過小評価してしまうことにより、災害時であっても、『大したことはない』、『前も大丈夫だった』、『隣の人も逃げていない』と思いこみ、逃げ遅れてしまうのです。

正常性バイアスの克服には『正常』から『異常』へスイッチを入れる必要があります。施設管理者は自らのスイッチ、そして入所者のスイッチを入れられるよう、日頃から災害に対して、「なぜ危ないか」、「どう行動すれば安全か」を認識し、避難訓練等しておくことが重要です。

防災心理学「人は皆“自分だけは死なない”と思っている」宝島社・著者：山村武彦、ITpro「自分だけは大丈夫」、セキュリティ対策を妨げる「正常化の偏見」日経BP社記事をもとに作成



## 第6章 施設の周辺で災害が発生した時にすべきこと

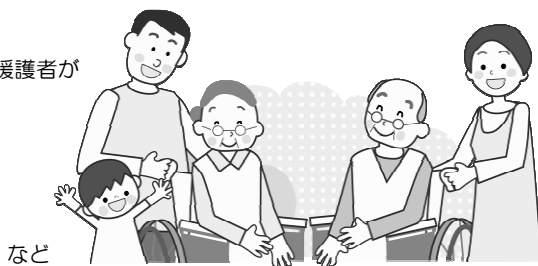
施設の周辺で災害が発生した状況で、施設は被害を受けず安全に利用可能である場合は、自分たちの施設を地区住民が安心できる拠点とし、施設職員は施設利用者の救護と安全確保をした上で、積極的に地域の救援活動を行うように努めましょう。

また、軽傷者の手当や被災した災害時要援護者の一時的な受け入れ等、社会福祉施設として可能な対応を講じましょう。

### ●地域との連携・協力が大切です

施設に被害がない場合には、地区の災害時要援護者関連施設や要援護者が居る家庭と連携・協力しましょう。

- 訪問入浴車による介護支援
- 介護相談の実施
- 清拭の実施
- 洗濯物委託先の確保
- 給食調理
- 入浴施設の開放
- 介護の相談窓口開設



など

## Ⅱ 土砂災害コラム

### 土砂災害は他人事ではありません！

**山口豪雨 死者8人不明9人に 土砂で救出作業難航**

山口県内、豪雨による土砂災害で、死者8人、不明9人に達した。土砂で救出作業が難航している。山口県消防本部によると、21日午後4時35分、山口県防府市真砂の「ライフケア高砂」、藤崎正真邸影で発見された行方不明者が、警察官らによって運び出された。同日午後4時35分、山口県防府市真砂の「ライフケア高砂」、藤崎正真邸影で発見された行方不明者が、警察官らによって運び出された。同日午後4時35分、山口県防府市真砂の「ライフケア高砂」、藤崎正真邸影で発見された行方不明者が、警察官らによって運び出された。

平成21年7月23日  
朝日新聞

平成21年7月22日  
日本経済新聞

**豪雨、5人死亡11人不明**

**特養施設に土砂 3集落、一時孤立**

**山肌ずりり 一瞬で濁流迫る**

山口県防府市、豪雨による土砂災害で、土砂が排水で発生する。山口県防府市の特別養護老人ホーム11人が行方不明になった。捜索が急務。土砂災害で、3集落、一時孤立。山肌ずりり、一瞬で濁流迫る。山肌ずりり、一瞬で濁流迫る。山肌ずりり、一瞬で濁流迫る。山肌ずりり、一瞬で濁流迫る。

◆山形県災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策のための調整会議

山形県生活環境部危機管理・くらし安心局 危機管理課  
健康福祉部 健康福祉企画課、長寿社会課、地域医療対策課、障がい福祉課  
子育て推進部 子育て支援課、子ども家庭課  
総務部 学事文書課  
教育庁 総務課  
病院事業局 県立病院課  
県土整備部 砂防・災害対策課

**災害時要援護者関連施設管理者のための  
警戒避難体制づくりの手引き 土砂災害から身を守るために**

---

平成23年3月 発行

監修：山形県災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策のための調整会議  
発行：山形県砂防協会



この手引きに関してご不明な点がありましたら  
下記担当課までお問い合わせください。

山形県

県土整備部砂防・災害対策課 砂防企画担当

電話：023-630-2635

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

